

No.70

Y A M A T O - S H I B U Y A

渋谷(南部地区)

まちづくりニュース

発行日：平成23年1月14日
編集：渋谷土地区画整理事務所

■ 第7回仮換地指定を実施 ■ みなす課税について（資産税課より）

1. 第7回仮換地指定を

実施しました

一般宅地としては最後の仮換地指定区域となる「第7回仮換地指定（約6.0ha）」に向け、地権者の皆様方を対象に区画整理事務所職員が8月から10月にかけて戸別訪問し、仮換地指定や建物移転、整備工事等の説明を実施いたしました。

そして、土地区画整理審議会へ諮問した後に、平成22年12月10日付で第7回仮換地指定を行い、地権者の皆様方には、平成22年12月10日（金）に「仮換地指定通知書」をお送りしました。

2. 電柱及び支線の宅地内

建柱等について

土地区画整理事業区域内における電力供給及び通信回線等の整備に伴う電柱及び支線については、安全で快適なまちづくりの観点から宅地内での建柱等を進めております。

つきましては、宅地造成が終了した街区より順次各宅地内に設置させていただくため、東京電力(株)・NTT東日本の協力会社がお伺いしご説明することとなっております。その際にご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、電柱及び支線は、電力供給及び情報通信利用上必要不可欠なため、ご協力いただけない場合には電力供給等が困難になってしまいます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 建築物の制限に関する地区計画

の条例の一部を改正しました

区画整理区域内では、良好な環境を整備し保全するため、地区レベルの街づくりの計画として、渋谷南部地区の地区計画において建築物等の制限を定めております。

この地区計画をさらに実効性のあるものにするため、「大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を平成11年度に定めています。

この条例の一部改正を実施し、すでに定めている建築物の「容積率」、「建ぺい率」、「高さの最高限度」に、建築物の「用途の制限」、「敷地規模の制限」、「壁面の位置の制限」を加えました。

今回の改正により地区計画の内容自体は変わりませんが、条例で定めることにより、今後、建築確認申請の審査時に地区計画の条例の規定も適合しているか審査されることとなります。なお、地区計画の届出の手続きはこれまでと変わりません。



今年度から高座渋谷駅西口シブヤツリーにイルミネーションを設置しました。(点灯期間：12/3～1/15)

【 固定資産税の『みなす課税』のお知らせ 】

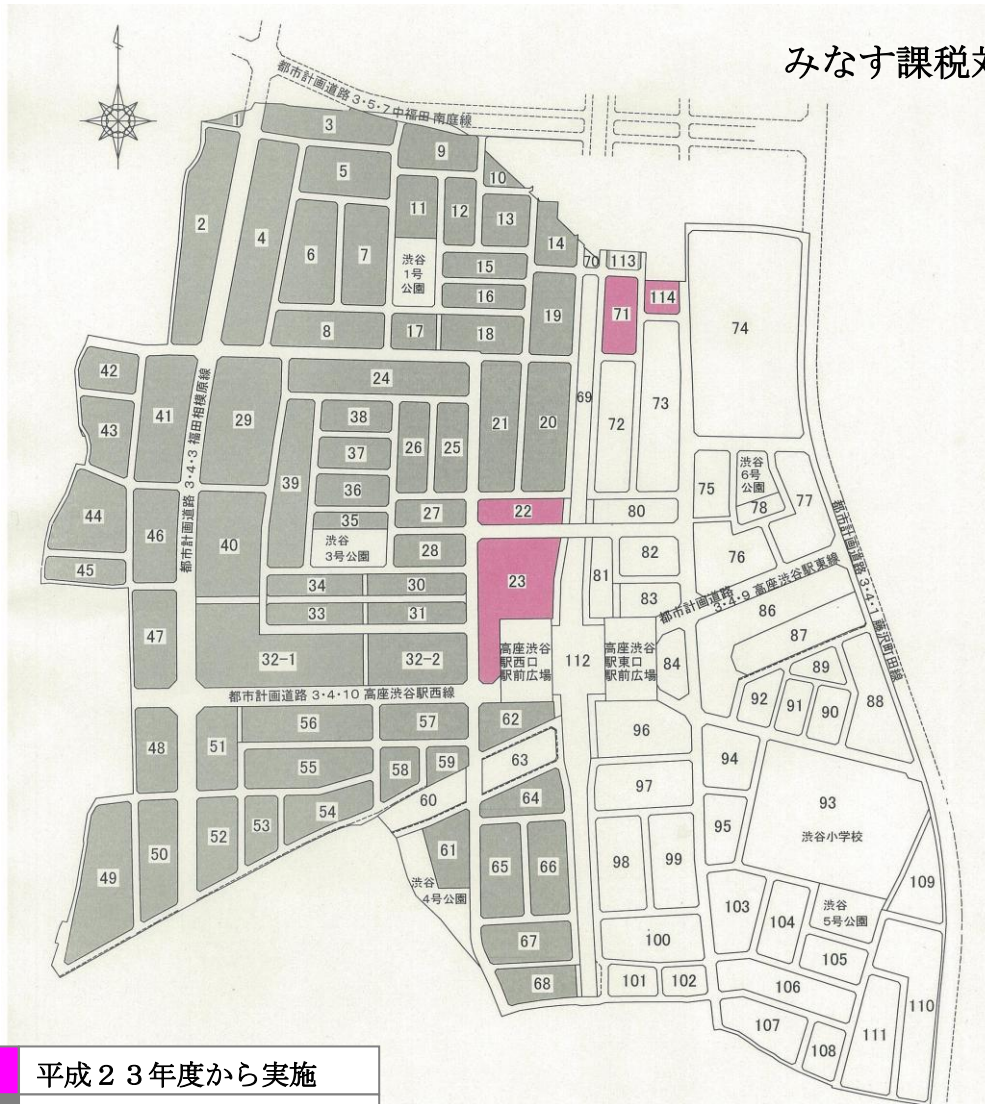
昨年度に引き続き、平成23年度も固定資産税の「みなす課税」を実施します。

固定資産税は、原則として土地登記簿に所有者として記載された所有者の方に課税されるものです。

しかし、土地区画整理事業により仮換地指定され、使用収益を開始した土地については、当該仮換地に対応する従前地の所有者を、仮換地先の所有者とみなして課税することができることとなっています。

これを「みなす課税」といいます。（地方税法第343条第6項）

このみなす課税は、仮換地された土地の賦課期日（1月1日）現在での、地積、現況地目で行います。



みなす課税対象街区図

平成23年度から実施
昨年度までに実施済

《新たに対象となるのは・・・》

みなす課税に関するお問い合わせは、
『資産税課土地担当』まで、お願いします。TEL 046 (260) 5236

街区番号
22・23・71・114

〒242-0024 大和市福田 1958-1 大和市役所 街づくり計画部 渋谷土地区画整理事務所

- 選挙、事業計画、予算・・・☎ 046-260-5721（事業管理課・事業管理担当）
- 仮換地指定、商業地形成・・・☎ 046-260-5722（ // ・換地・開発事業担当）
- 道路・宅地等の工事・・・☎ 046-260-5723（整備事業課・工務担当）
- 建物移転補償・・・☎ 046-260-5724（ // ・補償担当）



渋谷土地区画整理事務所ホームページ <http://www.city.yamato.lg.jp/web/s-jigyo/sibutochiindex.html>